

消費税の届出書の提出はお済みですか？

令和2年分の消費税の課税事業者（消費税の申告の必要がある方）は、平成30年分の所得税の確定申告等において、消費税の課税売上高が1,000万円を超えた方です。

ただし、平成30年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成31年1月から令和元年6月までの課税売上高又は給与等の支払額の合計額が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となる場合がありますのでご注意ください。

課税事業者となった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

なお、令和3年分が課税事業者となる方で、新たに簡易課税制度の適用を受けようとする方（令和元年（2019年）分の課税売上高が5,000万円以下の方に限られます。）は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和2年12月31日までに納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃業した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、この適用をやめることはできません。

また、災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例もあります。

詳しくは、税理士個別無料相談会をご利用下さい。ご予約は  381-3101 まで